

● 必ずチェック! 最低賃金 使用者も 労働者も

最低賃金の件名		時間額	効力発生年月日
地域別 最低賃 金	大阪府最低賃金	883 円	平成 28 年 10 月 1 日
		909 円	平成 29 年 9 月 30 日
特 定 最 低 賃 金	塗料製造業	912 円	平成 28 年 11 月 4 日
	鉄鋼業	908 円	平成 28 年 11 月 30 日
		909 円 (大阪府最低賃金)※	平成 29 年 9 月 30 日
	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	894 円	平成 28 年 11 月 24 日
		909 円 (大阪府最低賃金)※	平成 29 年 9 月 30 日
	自動車・同附属品製造業	892 円	平成 28 年 11 月 30 日
		909 円 (大阪府最低賃金)※	平成 29 年 9 月 30 日
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械 器具製造業	885 円	平成 28 年 11 月 30 日
		909 円 (大阪府最低賃金)※	平成 29 年 9 月 30 日
	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	885 円	平成 28 年 11 月 30 日
		909 円 (大阪府最低賃金)※	平成 29 年 9 月 30 日
	自動車小売業	884 円	平成 28 年 11 月 30 日
		909 円 (大阪府最低賃金)※	平成 29 年 9 月 30 日

※平成 29 年 9 月 30 日発効の大阪府最低賃金が、「鉄鋼業」「はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業」、「自動車・同附属品製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業」、「自動車小売業」の最低賃金を上回ったことから、平成 29 年 9 月 30 日以降、それぞれの特定最低賃金が改正されるまでの間、大阪府最低賃金の 909 円が適用されます。

- 最低賃金は、大阪府内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。
- 最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」の 2 種類があり、両方の最低賃金が同時に適用される場合には、いずれか高い方の最低賃金額が適用されます。
 - ただし、次の方は「特定最低賃金」の適用を除外され、「地域別最低賃金」が適用されます。
(詳細については各特定最低賃金のページを参照してください。)
 1. 18 歳未満又は 65 歳以上の方
 2. 雇入れ後 3 月未満の技能習得中の方
 3. 清掃又は片付けの業務に主として従事する方
- 最低賃金に次の賃金は含みません。
 1. 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
 2. 一か月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
 3. 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 4. 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金
- 仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。
- 最低賃金法の違反については[罰則](#)があります。